

答申第 738 号

令和元年 12 月 5 日

神奈川県教育委員会
教育長 桐谷 次郎 様

神奈川県情報公開審査会
会長 常岡 孝好

行政文書公開請求拒否処分に関する審査請求について（答申）

平成 30 年 10 月 24 日付けで諮問された特定生徒に係る報告書等公開拒否（存
否応答拒否）の件（諮問第 829 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県教育委員会が、特定年月日に、特定学校において特定生徒甲及び乙の間で発生した事案に関する資料・メモ書き等の一切について、その存否を明らかにすることができないとして公開請求を拒んだことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、平成30年8月21日付けで、神奈川県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して、特定年月日に、特定学校において特定生徒甲及び乙の間で発生した事案（以下「特定事案」という。）に関する資料・メモ書き等の一切について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、平成30年9月4日付けで、本件請求に係る行政文書（以下「本件請求文書」という。）が存在しているか否かを答えるだけで、条例第5条第1号本文に該当する非公開情報を公開することになるとして、条例第8条及び条例第5条第1号本文を理由に、その存否を明らかにすることができないとして公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成30年9月9日付けで、本件処分について、行政不服審査法第2条の規定に基づき、その取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び反論書における主張を整理すると、本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 特定事案の内容や文書の存在は、特定学校から特定生徒甲等が受け取った文書等で公にされているから、特定事案があったことは周知の事実であり、条例第8条の規定に基づき本件請求を拒む理由がない。
- (2) 本件請求文書から特定生徒らを識別できる情報である氏名、年齢及び性別を除けば開示できるはずであり、本件処分は、条例第8条の解釈運用を誤った違法不当なものである。

- (3) 本件請求文書に記載された情報は、公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報であり、公開しなければならない。
- (4) 特定生徒甲は、特定学校に不当な取扱いをされ、名誉を害されているため、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するために、本件請求文書を公開することが必要であると認められる情報に当たる。
- (5) 特定事案を公表することで類似する事案の予防と生徒指導に役立てるために資料の公開が必要である。

4 実施機関の説明要旨

弁明書及び意見書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件請求文書の存否を明らかにすることは、それ自体が、特定生徒甲及び乙の間で特定事案が発生したか否かという、条例第5条第1号本文に規定される「個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報」（以下「個人識別情報」という。）を公開することになる。

また、かかる情報の内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

よって、本件請求は、本件請求文書の存否を答えるだけで、同号本文に規定される非公開情報を公開することになるから、条例第8条の規定に基づき、本件処分を行ったものである。

- (2) なお、審査請求人は、前記3(5)のとおり主張するが、事案に応じた対応が求められる生活指導において、特定生徒甲及び乙の間で特定事案が発生したか否かという個人識別情報が将来にわたり役立つとは考えられないことから、公益上特に必要があるとは認められない。また、仮に何らかの公益上の必要性が認められたとしても、公開することで特定生徒甲及び乙に対して重大な権利利益の侵害を生じさせるおそれがあることから、条例第7条の規定に基づく裁量的公開は行わなかったものである。

5 審査会の判断理由

(1) 総論

条例第8条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる。」と規定している。

そこで、本件請求文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるかどうかについて、以下検討する。

(2) 本件請求文書の存否を答えることで明らかとなる情報

本件請求の内容は、「特定年月日に、特定学校において特定生徒甲及び乙の間で発生した事案に関する資料・メモ書き等の一切」であるから、本件請求文書の性質にかんがみれば、本件請求文書が存在しているか否かを答えるだけで、「特定年月日に、特定学校において、特定生徒甲及び乙の間で、事案が発生したかどうか」という情報（以下「本件存否情報」という。）を公開するに等しい効果が生じることが認められる。

(3) 本件存否情報の条例第5条第1号本文該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」を非公開とする旨規定している。

そして、本件存否情報は、特定生徒甲及び乙という特定の個人を識別可能な情報であるから、原則として同号に定める非公開情報に当たると認められる。

(4) 本件存否情報の条例第5条第1号ただし書該当性について

ただし、条例第5条第1号ただし書には例外的な公開事由が定められていることから、本件存否情報がこれらに該当しないか検討する。

ア 条例第5条第1号ただし書ア及びイについて

条例第5条第1号ただし書アは、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」を、同号ただし書イは、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を、例外的に公開するものと定めているところ、本件存否情報はいずれにも当たらないことが認められる。

この点、審査請求人は、前記3(1)のとおり主張するが、同号ただし書イ

にいう「慣行として公にされ（ている情報）」とは、当該情報が現に一般人が知り得る状態に置かれていることを意味するところ、たとえ審査請求人の主張する文書等が存在するとしても、これによって本件存否情報が現に一般人が知り得る状態に置かれているとは認められない。

よって、本件存否情報は、同号ただし書ア及びイに該当する情報ではないと判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書ウについて

条例第5条第1号ただし書ウは、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」を例外的に公開するものと定めており、審査請求人は、前記3(3)のとおり、本件存否情報がこれに該当すると主張する。

しかし、そもそも同号ただし書ウは、同号本文の非公開情報が、公務員等の個人識別情報に該当する場合であることを前提として、それが公務員等の職務に関する情報ともいえる場合には、その公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報について、例外的に公開することを定める条項である。

一方、本件存否情報は、「特定年月日に、特定学校において、特定生徒甲及び乙の間で、事案が発生したかどうか」という内容であるところ、この情報は特定生徒甲及び乙を識別できる情報であって、当該生徒らは公務員等ではないことから、当該情報は公務員等の個人識別情報には該当せず、同号ただし書ウの適用の前提を欠くと認められる。

この点、審査請求人は、本件請求は公務員である特定学校の教師が職務として行った特定生徒らへの聴取や職員会議の遂行内容等の公開を求めたものであるから、本件請求文書は同号ただし書ウに規定する情報が記載された文書に該当する旨主張していると考えられる。確かに、特定事案が発生したと仮定すれば、これらの教師の行為は公務員等の職務の遂行に当たるとしても、特定生徒甲及び乙が教師から聴取を受けることは、特定生徒甲及び乙の公務員等としての職務の遂行ではないことから、本件存否情報は同号ただし書ウに該当するとは認められない。

よって、本件存否情報は、同号ただし書ウに該当する情報ではないと判断する。

ウ 条例第5条第1号ただし書エについて

条例第5条第1号ただし書エは、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」を例外的に公開するものと定めている。

この点、審査請求人は、前記3(4)のとおり主張するが、同号ただし書エは、人の生命、身体等への危害等が現に生じているか又は過去に生じた事態から類推して将来そのような危害等が発生することが予測される状態が存在している場合に、このような危害等から県民を保護するために公開することが公益上必要であると認められる情報を例外的に公開することを定める規定であるところ、仮に本件請求文書が存在したとしても、本件存否情報を公開することで、かかる危害等から県民を保護する結果になるとは認められず、また、公益上必要であるとも認められない。

よって、本件存否情報は、同号ただし書エに該当する情報ではないと判断する。

エ 小括

上述のとおり、本件存否情報は、条例第5条第1号本文に規定する情報に該当し、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないから、非公開情報に当たると判断する。

(5) 条例第7条の規定に基づく裁量的公開について

条例第7条は、「実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該行政文書を公開することができる。」と規定する。

この点、審査請求人は、前記3(5)のとおり主張するが、これは、同条の規定に基づく公益上の理由による裁量的公開を求めるものと解される。

しかし、本件存否情報を公開することに何らかの公益上の必要が認められるとしても、条例に基づく行政文書公開請求は、条例第4条が規定するとおり、何人も請求することができ、その諾否の判断に当たっては、公開請求者が誰であるかは考慮されない。本件存否情報の性質をかんがみれば、特定事案が発生していると仮定した場合、これを不特定多数に公開することは、特定生徒らが社会的に著しい不利益を被り、学業継続に支障を来す可能性があるとは判断でき

る一方で、これを上回る公益上の必要は認められない。

よって、実施機関が同条の規定に基づく裁量的公開を行わなかったことは妥当である。

(6) 結論

以上のとおり、本件存否情報は、条例第5条第1号本文に規定される個人識別情報であり、非公開情報であることが認められ、また、同号ただし書に定める例外的公開事由に該当しない。

よって、本件請求文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報である本件存否情報が明らかになることから、実施機関が、条例第8条の規定に基づき、当該行政文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒んだことは妥当である。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 30 年 10 月 25 日 (収受)	○ 諮問
令和 元年 7 月 25 日 (第 198 回部会)	○ 審議
8 月 27 日 (第 199 回部会)	○ 審議
9 月 13 日	○ 実施機関から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を収受
9 月 20 日 (第 200 回部会)	○ 審議
10 月 29 日 (第 201 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
田 村 達 久	早稲田大学大学院教授	
常 岡 孝 好	学 習 院 大 学 教 授	会 長 (部会長を兼ねる)
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	
堀 内 か お る	横 浜 国 立 大 学 教 授	部 会 員

(令和元年12月5日現在) (五十音順)